

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

◇告 示
国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則
健康保険法等に基づく現物給与の標準価額
新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
土地改良法による換地計画の適否の決定 (三件)
遊漁規則の変更の認可
基本測量の実施
開発行為に関する工事の完了 (三件)

河川区域の変更

廃川敷地の生成

河川管理施設と他の工作物の管理の方法等についての協議

鶏等の移入の禁止

◇選管告示
新聞紙又は雑誌を掲示することができる場所の指定の一部改正

個人演説会を開催することができる施設の指定の一部改正

◇人委規則

昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程 (昭和二十七年十二月鳥取県規則第四百号) の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(職制)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、事務局に会長の同意を得て知事が任命する参事を置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

5 参事は、上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

別表を次のように改める。
別表（第八条関係）

<p>事務局長専決事項</p>	<p>一 職員（事務局長を除く。以下同じ。）の分担事務の決定 二 職員に対する内国旅行の旅命令その他の勤務命令及びその復命の受理 三 職員に対する職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）第二条第一号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由に該当する場合を除く。）の承認 四 予算の執行 五 重要な調査、報告の受理及び届書の処理 六 重要な通知、申請、照会、回答、報告及び催告 七 前各号に掲げるもののほか重要なもの</p>
<p>課長専決事項</p>	<p>一 法令、条例、規則その他の規程による台帳の調整及び備付 二 軽易な調査、報告の受理及び届書の処理 三 軽易な通知、申請、照会、回答及び報告 四 前各号に掲げるもののほか軽易なもの</p>

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会事務局設置規則（昭和五十五年三月鳥取県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項づつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、国体局に参事を置くことができる。

第四条に次の一項を加える。

8 参事は、上司の命を受け、国体局の重要事項の企画に参画する。

附 則

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第百十五号)第二十五条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、昭和五十八年五月一日から適用し、昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十五号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について)は、廃止する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 食事の給与

一人一月につき 一万五千元

一人一日につき 五百円

朝食一食につき 百四十円

昼食一食につき 百七十円

夕食一食につき 百九十円

二 住宅の給与

畳一畳一人一月につき 千円

三 食事及び住宅以外のものの給与

時価

鳥取県告示第四百八十七号

昭和五十八年三月二日付けで中浜地区土地改良区から申請のあった新たに行おうとする土地改良(第二次中浜地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所及び境港市財ノ木町五六二 中浜地区土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十八号

昭和五十八年三月十日付けで溝口町から申請のあった中島地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の

二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十九号

昭和五十八年三月三十一日付けで溝口町から申請のあつた山根田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十号

昭和五十八年三月三十一日付けで溝口町から申請のあつた二部下地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

八頭郡河原町大字長瀬二八

二 漁業権の免許番号

内共第一号

三 認可に係る変更の内容

1 禁止区域の増設

千代川水係に係る一級河川千代川の鳥取市円通寺におけるかんがい用水えん堤上流端から上流五メートル、下流百メートルの区域を、一月一日から十二月三十一日まで遊漁の禁止区域とする。

2 遊漁料の額の変更

(一) さお釣、たも網、ヤス類の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次のとおり引き上げる。

期 間	区 分		遊 漁 料	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
一 年 間	県内者	二、五〇〇円	三、五〇〇円	
	県外者	五、五〇〇円	六、〇〇〇円	
一 日 限 り	県内者	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	
	県外者	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	

(二) 中学生及び身体障害者が(一)に掲げる漁具、漁法による遊漁をする場合の年間遊漁料の額を次のとおり引き上げる。

区 分	遊 漁 料	
	現 行	改 正 後
中 学 生	五〇〇円	一、〇〇〇円
身 体 障 害 者	一、〇〇〇円	一、五〇〇円

(三) (一)に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次のとおり引き上げる。

漁 具、漁 法	期 間	区 分	遊 漁 料	
			現 行	改 正 後

鵜
一人一統とし、従
事者は、遊漁証を
有する者六人以内

川 舟	投 網、	川 舟	一年間	一年間	
				三〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
四 ツ 手	"	"	"	県内者	六、〇〇〇円
				県外者	七、〇〇〇円
"	"	"	"	一隻につき	二〇、〇〇〇円
				一八三センチメートル	二五、〇〇〇円
"	"	"	"	一八三センチメートル	三、〇〇〇円
				一三センチメートル	五、〇〇〇円
"	"	"	"	一三センチメートル以上	八、〇〇〇円
				五、〇〇〇円	

注 さお釣、たも網及びヤス類の漁具、漁法による遊漁に併用することができ。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県告示第四百九十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業期間 昭和五十八年六月二日から昭和五十九年三月十五日まで
三 作業地域 倉吉市、関金町、大栄町及び北条町

鳥取県告示第四百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大覚寺字蔵ノ欠及び字沢（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町二丁目二二二

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第四百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田及び字中沢(二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第四百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市新字上大樋井及び字上沢並びに吉成字下大樋井、字中沢及び字

下出口(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤重蔵

鳥取県告示第四百九十六号

勝田川水系に係る二級河川勝田川の河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百九十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川勝田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十八年五月三十一日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤碕町大字出上字西ノ田井四〇〇地先から同字四二一四地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、一四二・三一平方メートル

鳥取県告示第四百九十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により河川管理施設と他の工作物の管理の方法等について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課、鳥取県農林水産部漁港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名

二 二級河川塩見川水系塩見川
河川管理施設の種類
護岸

三 河川管理施設の位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二一九一二地先

四 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 岩戸漁港管理者の長 鳥取県知事 西尾邑次
住所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

五 管理の内容

護岸の工事及び維持

六 管理の期間

昭和五十八年五月三十一日から漁港の存続する日まで

鳥取県告示第四百九十九号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げることがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

兵庫朝来郡の区域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

昭和三十年二月鳥取県選挙管理委員会告示第十四号（新聞紙又は雑誌を掲示することができる場所の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

「第四百四十八条第二項、第四百四十九条第二項及び第二百一条の十四第一項」を「第四百四十八条第二項（第二百一条の十四第一項において準用する場合を含む。）及び第四百四十九条第三項」に、「新聞」を「新聞紙」に、「一般商業新聞」を「一般商業新聞紙」に、「業界新聞」を「業界新聞紙」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

岩美町選挙管理委員会、赤碕町選挙管理委員会及び西伯町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称 所在地

岩美町立恩志隣保館 岩美町大字恩志一六九番地一

赤碕町文化センター 赤碕町大字出上二三〇番地一

西伯町農村環境改善センター 西伯町法勝寺一六七番地二

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年四月十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和58年4月10日執行鳥取県議会議員選挙(米子市選挙区)

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 2,557,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田一三	所属党派	自由民主党	期間	4月18日から 5月14日まで	第2回分
出納責任者氏名	永田祥二					

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
(氏名、団体名)(職業)(寄附額)	—	家屋事務所費	—
		選挙会場費	25,000
		集合通信費	—
		交通印刷費	—
		交印広文食休雑費	—
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今回計	—	今回計	30,000
前回計	1,502,500	前回計	1,270,896
総計	1,502,500	総計	1,300,896

報告書受理年月日

昭和58年5月18日

第2回報告分

- 1 選挙の種類 昭和58年4月10日執行鳥取県議会議員選挙(東伯郡選挙区)

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 2,507,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井省三	所属党派	自由民主党	期間	4月21日から 5月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	鳥越栄二					

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
(氏名、団体名)(職業)(寄附額)	—	家屋事務所費	—
		選挙会場費	31,490
		集合通信費	—
		交通印刷費	—
		交印広文食休雑費	—
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今回計	—	今回計	31,490
前回計	2,000,000	前回計	1,568,949
総計	2,000,000	総計	1,600,439

報告書受理年月日

昭和58年5月17日

第2回報告分

1 選挙の種類 昭和58年4月10日執行鳥取県議会議員選挙（東伯郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

2,507,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田道昭	所属党派	日本社会党
出納責任者氏名	松田栄子	期間	4月19日から5月8日まで
第2回分			

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人家	—
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	—	選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	14,390
		通交印広文食休推	—
		費費費費費費	—
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今回計	—	今回計	14,390
前回計	1,602,500	前回計	1,242,455
計	1,602,500	計	1,256,845
総計	1,602,500	総計	1,256,845

報告書受理年月日 昭和58年5月9日 第2回報告分

人事委員会規則

職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
職員職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

衛生研究所

を 衛生研究所

次長

に、水

産試験場

を 水産試験場

次長に改め、同表の地方労働委員会事務局の項二等級の欄中

事務

局長

を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の衛生研究所の項中 所長 を

次所長 に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の水産試験場の

項中 場長 を 次場長 に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の衛生研究所の項中

所長 総務課長

を 所長 次長 総務課長

に改め、同表

の知事の事務部局の水産試験場の項中

場長 分場長 総務課長 船長

を 場長 次長 分場長 総務課長 船長

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。